



# 石川新聞 ゆがわ

No. 575  
平成26年

10月号



## 主な内容

- ▶ みんなで敬老をお祝いしました ..... ②
- ▶ 第38回村民運動会 ..... ③
- ▶ 平成25年度村会計の決算報告 ..... ④⑤
- ▶ 人・川・道の駅拠点整備事業 ..... ⑥
- ▶ 農地パトロールを実施しました ..... ⑦
- ▶ 保健だより ..... ⑧⑨
- ▶ ビリー先生の英会話 ..... ⑩
- ▶ 保健だより ..... ⑪⑫
- ▶ 村民の文芸発表のひろば ..... ⑬
- ▶ 警察署・消防署・消防団からのお知らせ ..... ⑭

9月7日(日) 第38回村民運動会

# いつまでもお元気で祝敬老

9月14日(日)湯川村体育館において、湯川村敬老会を盛大に開催し、村内高齢者の長寿と健康を祝いました。



式には年度内で75歳以上となる招待者614名(男性211名・女性403名)のうち207名の方が出席されました。主催者である大塚村長より長寿を祝う挨拶のあと、80歳以上の419名の敬老者を代表して浜崎の佐藤善正さんに敬老祝金(五千円)を贈呈しました。また、堂畑の大場ヨツさんに内閣総理大臣からの百歳賀寿表彰を伝達しました。米寿の被表彰者27名を代表して下樽川の伊藤勢智子さんには、賞状と記念の「金杯」を贈呈しました。

と記念の「おしどり金メダル」が贈られました。小林孝一湯川村議長、菅家一郎衆議院議員、小松慎司衆議院議員、小林昭一県議会議員の四名から来賓祝辞をいただきました。「敬老者へのお祝いのことば」では勝常小学校代表の一年生兼子奈緒さん(勝常)と笈川小学校代表の一年生鈴木和奏さん(浜崎)がじょうずに発表し大きな拍手をいただきました。



9月3日(水)は不審者の大声が玄関に響きわたりました。年に一度の防犯教室でした。幼稚園の先生方は、玄関、園庭での暴力的な言動にどのように対応すれば良いか、警察署や教育委員会への通報についての訓練の様子を湯川村駐在所巡査長の観察のもと、訓練しました。事後の全体会では園児に向けて巡査長様より「危険にあわないためのお話・イカのおすし」について丁寧に説明がありました。「行かない」「乗らない」「大声で叫ぶ」「すぐ逃げる」「知らせる」を繰り返し勉強しました。



## 不審者を想定した防犯訓練を行いました ゆがわ幼稚園

緊急・非常事態発生に対する危機意識を持って園児の安全に努めていきます。

## 村に納税功労知事感謝状

8月26日、役場において県の平成26年度納税功労感謝状贈呈式が行われ、会津地方振興局の須藤浩光局長より個人県民税優良市町村県知事感謝状の贈呈を受けました。

これは、村民の皆さんの税に対する意識が高く、日頃より納税についてご理解とご協力をいただいているためで、深く感謝いたします。



今後もお一層のご協力を願います。

## 第1回 湯川の食材を使用した料理講習会 「夏バテ予防クッキング」

日時 8月26日(火) 10時~13時  
場所 湯川村保健センター

湯川村産品地産地消のため、家庭で料理をする方を対象に料理講習会を開催しました。村栄養技師：室井つな子氏を講師に招き、湯川村の食材を使用した、第1回目「夏バテ予防クッキング」を実施しました。

当日、湯川村在住女性14名が参加し、家庭にある夏野菜をふんだんに使った夏バテ予防の料理や一番だしの利活用、また、栄養学全般についての質疑応答など有意義な講習会となり、家庭でも作りたいという声が多数上がりました。

次回11月13日(木)を予定しており、村広報紙による周知を行います。次回もぜひ参加したいという参加者が多数おり、好評な内容となりました。



## 第38回村民運動会盛大に実施 今年度は森台集落が優勝!!

9月7日(日)、湯川中学校校庭において第38回村民運動会を開催いたしました。

今年も、朝から雨模様となり開催が心配されましたが、競技が始まるにつれて太陽も顔を出し、盛大に行われました。本年度から午前中で終了となり、選手とのべ参加人数も1953人と幼児から高齢者まで笑顔いっぱい運動会となりました。競技の最後には中学生による部活対抗リレーが行われ中学生の勇ましい走りに会場が沸きました。成績は次のとおりです。

- ・総合優勝 森台 44点
- ・準優勝 田中 43点
- ・第3位 (JA支店長賞) 中ノ目 41点
- ・第4位 (商工会長賞) 水谷地 37点



- ・応援賞 浜崎・上樽川
- ・特別賞 上田谷地・田中
- ・800mリレー総合優勝 浜崎

## 第8回市町村軟式野球大会 湯川村チーム健闘も惜敗

9月14日(日) 県営あづま球場にて、湯川村チームの一回戦、対新地町戦が行われました。序盤はお互い一歩も譲らず膠着状態が続き、3回まで両者無得点のまま試合が進むと、4回裏に打線が繋がって湯川村チームが1点をもぎ取ります。しかし続く5回の表、新地町も底力を見せ2点を奪い逆転、続く6回裏、湯川村もノーアウト三塁と絶好のチャンスを迎えますが、これを活かすことができず逆に最終回、新地町に追加点を許し、1対5でゲームセット、チャンスでの1打が明暗を分けた戦いとなりました。

## 第10回村民ラウンドゴルフ大会 小林憲身さん優勝

8月17日(日)、湯川中学校校庭において村民グラウンド・ゴルフ大会を開催しました。

参加者は、小雨が降る中、長短の8コース、ホールインワンを目指してプレーしました。村長も選手として参加し、最年少は35歳から最年長79歳まで参加し大いに盛り上がりしました。大会は亀ヶ代の小林憲身さんが優勝となりました。幅広い世代で気軽に楽しめるグラウンド・ゴ

両者互角の手に汗握る攻防に湯川村から駆け付けた応援団からは歓声が上がっていました。今回は惜しくも敗れてしまいましたが、ベテランと若手の力が融合し、ますますチームの結束を高め来年は今年よりさらに遅くなった湯川村チームを見せしてくれるのではないのでしょうか。



ルフの魅力を感じてきた1日になったのではないのでしょうか。来年も是非、ご参加ください。成績は次のとおりです。

- 優勝 小林 憲身(亀ヶ代)
- 準優勝 東条千代昭(浜崎)
- 第3位 五十嵐 稔(下樽川)



## 祝200回記念★介護予防事業 「すこやか浜崎」 仮装コンテストで 盛り上がりしました!

平成18年に活動を開始し、早くも開催200回目を迎えました。これを記念して7月22日(火)に仮装コンテストを行い、お互いのパフォーマンスを見比べながら大笑いの一日となりました。会では、コンテストの他に村民歌の合唱、会津磐梯山盆踊り、ス Copp 三味線の演奏を企画・披露し、記念日にふさわしい楽しさ倍増の開催となり、免疫力アップに繋がりました。今後も様々なイベントを盛り込んで皆さんが元気で楽しく過ごせる活動を続けていこうと思います。



## 歳 出

歳出の総額は26億8,771万円で、昨年に比べ2億6,279万円(8.9%)の減となりました。

歳出内訳を目的別にみると、人・川・道の駅整備事業、若者定住促進事業及び庁舎建設事業(計6億1,777万円)等により「総務費」が最も多く11億766万円(前年比3億5,700万円増)で歳出総額の41.2%を占めております。

また性質別にみると、人件費等の「義務的経費」が全体の30.5%を占めるため、依然として財政構造の柔軟性が乏しい要因となっております。

なお、今回使用している各数値については、国の「地方財政状況調査(決算統計調査)」の算出基準の数値であり、実際の各会計の決算書の数値と差異があります。

(※なお、墓地事業特別会計についても普通会計に含んで算出しております。)

## 歳 入

歳入の総額は30億7,105万円で、昨年に比べ9,122万円(0.3%)の減となりました。

歳入の内訳では、「地方交付税」が11億2,324万円(前年比1,857万円減)で歳入総額の36.6%を占めて最も多く、次いで、人・川・道の駅整備事業に係る会津坂下町負担金等を含む「諸収入・その他」(15.8%)、「国・県支出金」(14.7%)の順となっております。

「自主財源」については、11億3,687万円で、前年度より3億3,132万円(42.9%)増となり、「依存財源」については、歳入総額に占める割合で64.1%と依然として高くなっております。

なお、村税については、全体で2,003万円(6.2%)の増収となり、震災時や不況時から徐々に回復傾向となっている現状です。

平成25年度

村会計の決算報告  
財政健全化判断比率報告

去る9月に開催された議会定例会において、平成25年度の一般会計及び6つの特別会計の決算が審議されすべて認定されました。

なお、普通会計の状況については次のとおりとなっております。

《基金積立及び村債借入の状況》  
(特別会計を含む全額)

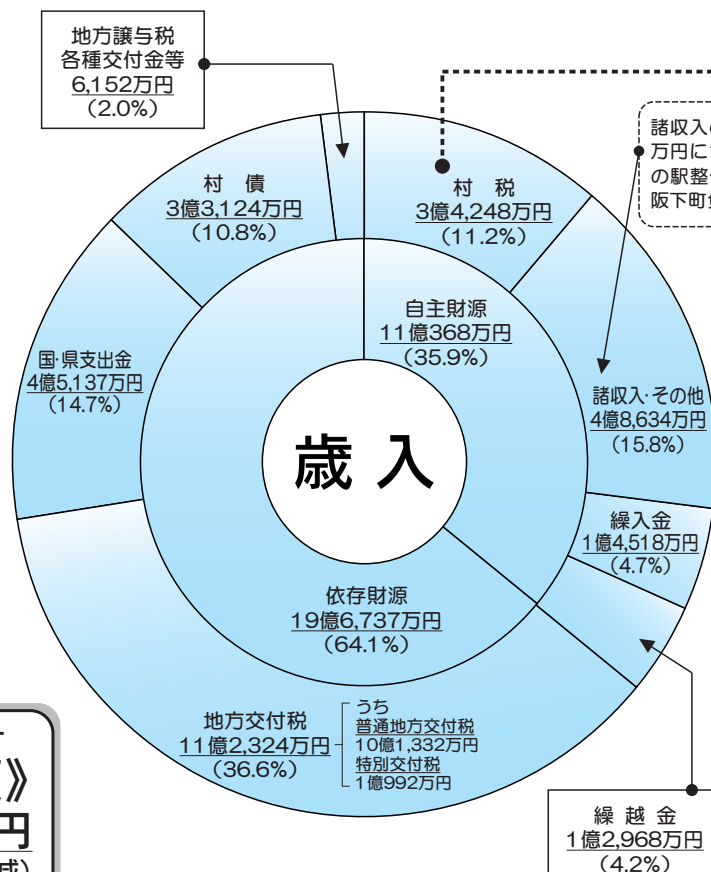
## ○基金積立金状況

- ・24年度末現在高  
21億6,358万円
- ↓
- ・25年度末現在高  
22億857万円
- ※うち財政調整基金  
7億7,709万円
- ※うち庁舎建設基金  
6億1,054万円

## ○村債借入状況

- ・24年度末現在高  
36億3,760万円
- ↓
- ・25年度末現在高  
37億3,208万円
- ※うち地方交付税措置予定額  
約24億515万円(64.4%)

一般会計  
《歳入総額》  
30億7,105万円  
(前年度比0.3%減)



## 《村税の内訳》

- 村民税(構成比)  
1億4,218万円(41.5%)  
※対前年度比+9.0%
- 固定資産税  
1億5,998万円(46.7%)  
※対前年度比+3.5%
- 軽自動車税  
931万円(2.7%)  
※対前年度比+3.4%
- 村たばこ税  
3,101万円(9.1%)  
※対前年度比+9.2%
- ※村税合計(国保税除く)  
の対前年度比は  
2,003万円(6.2%)の増

|              | 実質赤字<br>比率                                               | 連結実績<br>赤字比率                                                | 実質公債費<br>比率                                                              | 将来負担<br>比率                                                             | 公営企業等における<br>資金不足比率                             |
|--------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 平成25年度       | —                                                        | —                                                           | 7.3%                                                                     | —                                                                      | —                                               |
| 平成24年度       | —                                                        | —                                                           | 7.8%                                                                     | —                                                                      | —                                               |
| 早期健全化<br>基準  | 15.0%                                                    | 20.0%                                                       | 25.0%                                                                    | 350.0%                                                                 | 20.0%                                           |
| 財政再生<br>基準   | 20.0%                                                    | 35.0%                                                       | 35.0%                                                                    |                                                                        |                                                 |
| 各財政指標<br>の解説 | 一般会計等の実<br>質赤字額の標準<br>財政規模に対す<br>る比率<br>※黒字のため<br>今回数値なし | 全会計を対象と<br>した実質赤字額<br>の標準財政規模<br>に対する比率<br>※黒字のため<br>今回数値なし | 一般会計等が負<br>担する地方債元<br>利償還金及び準<br>元利償還金の財<br>政標準規模に対<br>する比率<br>※前年比△0.5% | 一般会計等が将<br>来負担すべき実<br>質的な負債の標<br>準財政規模に対<br>する比率<br>※マイナスのため<br>今回数値なし | 各公営企業等会計<br>における資金不足<br>の比率<br>※黒字のため<br>今回数値なし |

「地方公共団体財政健全化法」に基づく平成25年度決算の健全化判断比率（湯川村の財政指標）は次のとおりで、全て基準を下回っており良好な状態です。

なお、今後もこの状態を維持できるよう、より一層、健全な財政運営に努めていきます。

### 【平成25年度各会計の決算状況】 ※「墓地事業特別会計」分は「一般会計」に含んでおります。

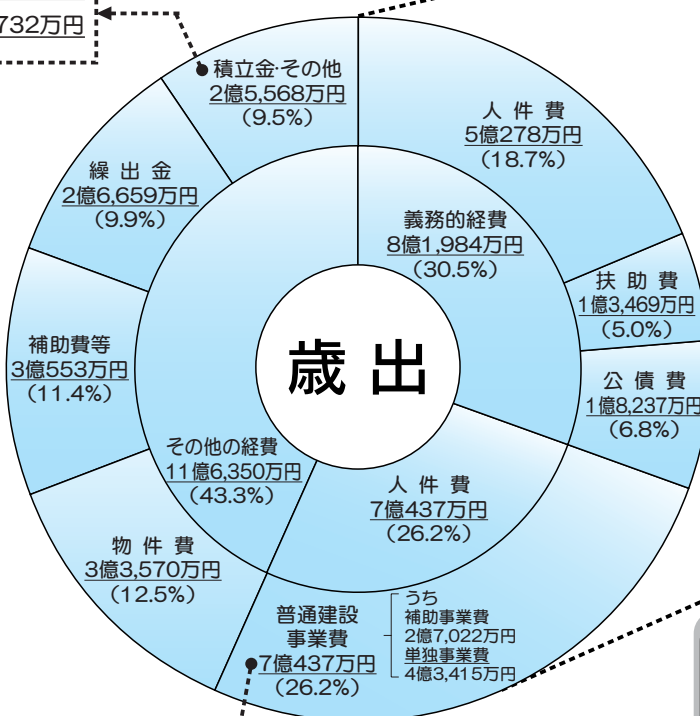
| 会 計 名                | 歳入(A)                 | 歳出(B)                 | 翌年度に繰越<br>すべき財源(C)    | 実質収支額<br>(A) - (B) - (C) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|
| 一 般 会 計 ①<br>(対前年度比) | 30億7,105万円<br>(99.7%) | 26億8,771万円<br>(91.1%) | 2億9,419万円<br>(735.7%) | 8,915万円<br>(99.4%)       |
| 特 別 会 計 ②<br>(対前年度比) | 9億1,372万円<br>(98.7%)  | 8億9,784万円<br>(99.0%)  | —                     | 1,588万円<br>(83.2%)       |
| 1 国民健康保険             | 3億3,203万円<br>(89.9%)  | 3億2,306万円<br>(89.5%)  | —                     | 897万円<br>(106.2%)        |
| 2 特定環境保全<br>公共下水道事業  | 1億1,405万円<br>(87.8%)  | 1億1,272万円<br>(88.3%)  | —                     | 133万円<br>(58.8%)         |
| 3 農業集落排水事業           | 5,091万円<br>(98.4%)    | 4,966万円<br>(101.8%)   | —                     | 125万円<br>(42.2%)         |
| 4 介護保険               | 3億8,630万円<br>(111.9%) | 3億8,220万円<br>(112.4%) | —                     | 410万円<br>(79.9%)         |
| 5 後期高齢者医療            | 3,043万円<br>(103.1%)   | 3,020万円<br>(103.3%)   | —                     | 23万円<br>(82.1%)          |
| 合 計 (① + ②)          | 39億8,477万円<br>(99.5%) | 35億8,555万円<br>(93.0%) | 2億9,419万円<br>(735.7%) | 1億0,503万円<br>(96.6%)     |

#### 《主な基金積立額》

- 財政調整基金 8,040万円
- 庁舎建設基金 1億2,732万円

#### 《平成25年度実施 の主な建設事業等》

- 人・川・道の駅整備事業  
4億9,437万円
- 若者定住促進事業  
(田中地区宅地整備事業)  
5,770万円
- 庁舎建設事業  
(実施設計委託事業等)  
4,970万円
- 中学校太陽光発電及び  
蓄電池設置事業  
2,793万円
- 村道堂畑線改良舗装事業  
1,392万円



#### 《目的別歳出決算》

- 総務費 11億766万円(41.2%)
- 民生費 4億555万円(15.1%)
- 教育費 3億1,041万円(11.5%)
- 農林水産業費 2億69万円(7.5%)
- 公債費 1億8,237万円(6.8%)
- 衛生費 1億6,027万円(6.0%)
- 土木費 1億5,843万円(5.9%)
- 消防費 8,893万円(3.3%)
- 議会費 5,364万円(2.0%)
- 商工・労働費 1,976万円(0.7%)

一般会計  
《歳出総額》  
26億8,771万円  
(前年度比8.9%減)

湯川村・会津坂下町共同企画

道の駅あいづ 湯川・会津坂下  
「人の駅・川の駅・道の駅」拠点整備事業かわまちづくり事業・河川防災ステーションと一体となった  
道の駅「あいづ 湯川・会津坂下」開業！

かわまちづくり事業・河川防災ステーションと一体となった道の駅「あいづ 湯川・会津坂下」が10月2日(木)に開業するにあたり、村民、町民の皆様へ湯川村長、会津坂下町長よりあいさつを申し上げます。

## 湯川村長あいさつ



大塚 節雄村長

いよいよ10月2日(木)、道の駅「あいづ 湯川・会津坂下」が開業することになりました。この道の駅を含む「人の駅・川の駅・道の駅」拠点整備事業は、平成19年に開始し、足かけ7年を費やした村にとっての一大事業でありました。言うまでもなく、この事業は会津坂下町との共同事業であり、共同事業であるが故の困難はありましたが、その分、村だけでは為し得なかったであろうすばらしい施設に仕上がったと自負しております。

い方ではありませんが、既存の道の駅にはない特色ある道の駅を目指して、造って良かったと皆様にも思ってもらえるような道の駅にしていきたいと考えております。

施設を整備した目的の一つに、交流人口の拡大を大きな柱にしているわけですが、村外住民との交流だけでなく、村内の方々同士の交流にも利用していただきたいと思います。これまで村内には、気軽に集まって談笑する施設がありませんでしたが、これからはこの施設を使って大いに日頃の交流の輪を広げていってほしいと考えております。

また、非常時には避難施設としての利用も考えた設計となっており、万が一の時には皆様の安全・安心につながる施設として機能するものと考えております。

最後になりますが、これまで本事業にご協力・ご理解いただいた町民、村民の皆様にこの場を借りて厚く御礼申し上げますとともに、開業を機に町村民がこれまで以上に一致団結してよりよい地域となりますよう祈念して開業のあいさついたします。

## 会津坂下町長あいさつ



齋藤 文英町長

かわまちづくり事業・河川防災ステーションと一体となった道の駅「あいづ 湯川・会津坂下」の開業にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

湯川村、会津坂下町、国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所及び北陸地方整備局阿賀川河川事務所が中心となって整備してまいりました「人の駅・川の駅・道の駅」拠点整備事業も10月2日に開業する運びとなりました。この事業は基本構想の段階から地域の方々や検討委員会を組織し官民協働で取り組んできた事業でもあります。これまで協議にご参加いただいた皆様にあらためて感謝と敬意を申し上げます。

この道の駅「あいづ 湯川・会津坂下」を中心とした施設は、湯川・会津坂下両町村は

もとより、地理的優位性を生かして会津地域の交流の拠点や情報発信の拠点として多くの方々にご利用いただくことで、ますます地域が活性化するものと期待しております。

そしてこの施設を起点として多くの方々に両町村へ訪れていただき、こころから味わえない郷土料理や風景、物産などを楽しんでもいただきたいと思います。

また当施設は、経済的な活動にとどまらず、災害資材の備蓄、避難設備など防災機能も有しており、非常時への対応も可能なものとなっております。さらに阿賀川に面した「川の駅」の広場には遊具も設置しており、小さなお子様連れで、ゆっくりとくつろげる場所としても利用いただけます。

最後に、村民・町民皆様のご利用を心からお待ちしておりますとともに、この施設の開業によってさらに当地域に活気加わることを期待しております。



## 農地パトロールを実施しました。

農地は適正に、責任をもって管理しましょう

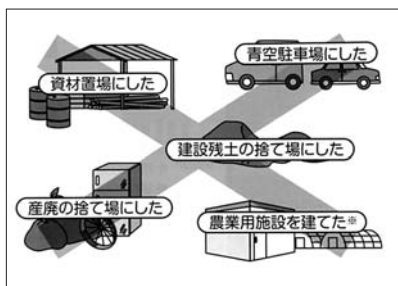
農業委員会は、農地の荒廃・乱開発を防ぎ優良農地を確保する役割を担っています。このため、8月20日に農地パトロールを実施し遊休農地等の確認、農地等の汚染につながる産業廃棄物の不法投棄や農地の無断転用の発見・防止、転用許可後の状況の調査を行いました。

調査の結果、不作付け地などの遊休農地や、農地に産業廃棄物などを置いているところが見受けられました。



### 耕作をしないで、農地を荒していませんか？

- 農地はいったん遊休化してしまうと、耕作できる農地へ戻すのが大変です。また、雑草の種子が飛んだり病害虫が発生したり近隣農地へ悪影響を与えることにもなります。作物を栽培しない場合でも年に一度は耕起するなど、農地の所有者として適切な管理を行うようにしましょう。
- なお、自ら耕作できない農地は、他の農業者に貸す・譲渡することを考えて、遊休農地が発生しないようにしましょう。



### 手続きをせずに、農地を農地以外の用途にしていますか？

- 無断で農地を農地以外の用途にしまうと、工事の中止や原状回復等の行政命令の処分や罰則として、個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられることがあります。農地転用についての相談や手続きは、まず農業委員会に相談して下さい。

湯川村農業委員会 ☎ 27-8870

## 村国民健康保険の被保険者証(保険証)が更新となります

村国民健康保険の被保険者証(保険証)については、**10月1日から新しい保険証へ更新となります。**  
 なお、案内・交付については、地区保健委員さんへ依頼をいたしますが、ご不明な点等がありましたら「役場住民税務課保健係(27-8810)」へご連絡願います。  
 また、新保険証の有効期限については、次のとおりですのでご承知願います。

### 【保険証の有効期間について】

湯川村国民健康保険の保険証の「有効期間」は、**10月1日から翌年の9月30日までの1年間**となります。

ただし、以下の方等については、有効期限が異なりますのでご注意ください。

### 有効期限が異なる方

#### ① 平成27年9月末日までに75歳になられる方

- 75歳の誕生日時点で「後期高齢者医療制度」へ移行するため、**有効期限が誕生日の前日まで**となっております。
- ※ 該当される方には、「後期高齢者医療保険証」が新たに交付されます。

#### ② 退職者医療保険証の方で平成27年9月末日までに65歳になられる方

- 65歳到達をもって「退職者医療制度」の非該当となるため、**有効期限が誕生月の月末まで**となっております。
- ※ 誕生月の翌月より「一般」の保険証へ変更となりますので、該当となる方へは、あらためてご案内いたします。

#### ③ マル学保険証の方

- 毎年3月末に就学状況を確認するため**有効期限は、平成27年3月31日まで**となっております。
- ※ 該当される方には、毎年3月中に更新のご案内をいたします。

## 今月の納税

10月31日(金)まで  
村県民税 第3期分  
国民健康保険税 第4期分  
納税は『納期限までに』  
お願いします。

\*村は、私たちが生活していくために様々な行政サービスを行っています。この行政サービスを支えているのが税金です。

村税は、貴重な財源です。

## 納期限内納付を守りましょう。

●国民健康保険税を納めない期間が長くなると、法令による措置が行われます。

◎口座振替による振替日も10月31日(金)になります。

▼納付の相談は、住民税務課税務係までお願いします。

☎27-8820

## 「村長との対話の日」

平成26年  
10月10日(金)  
時間:午前9時~正午まで  
場所:村長室

行政相談週間特設  
相談会を実施します。

10月20日(月)から26日(日)の1週間は「行政相談週間」です。  
行政相談は、役所(国、県及び市町村)や特殊法人等の仕事に關して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

本村においては、行政相談週間中も、行政相談委員が自宅等で相談に応じていますが、左記のとおり人権擁護委員さんと合同で、特

「法の日司法書士  
無料法律相談」

10月1日は「法の日」です。

福島県司法書士会では、法の日を記念する市民に対する法的サービスの一環として、10月1日(水)~10月11日(土)までの間に県内13会場において、無料相談会を開催します。

相談内容は、不動産の相続・売買などの登記に関すること、多重債務問題、成年後見、その他裁判手続に關することなどを中心に、市民の皆様の日常生活に關連する様々な法律相談もお受けします。また、東日本大震災や原子力発電所事故による被災・被害に關しての相談にも応じますのでお気軽に相談会場に足を運んで下さい。相談会の日時・場所等の詳細については福島県司法書士会(☎024-534-7502)へお問い合わせください。

設相談会を実施しますので、日頃お困りのことがありましたら、気軽に相談にお越しください。気

◎本村担当の行政相談委員は  
兼子正幹さん(勝常)です。

☎(27) 4590

## 〈特設相談会〉

・日時 10月22日(水)

午前10時~正午

・場所 ユースピアゆがわ

2階「和室3」

## ・相談対応

○兼子 正幹 (行政相談委員)

○大竹 寛二

○村澤 宏入(権擁護委員2名)

油流出事故を  
防ぎましょう!

秋の収穫シーズンを迎え、灯油等の油類の使用も増えてきます。油流出事故は、水道・農業等の環境汚染にもつながります。また、回収にかかる費用は、原因者が負担することになります。

## ○事故を起こさないために:

①ホームタンクや配管を定期的に点検しましょう。

②給油中はその場を離れないようにしましょう。

③使用後は、バルブやコック等を完全に閉めましょう。

## ○油流出を発見したら:

①直ぐに布等で回収しましょう。

②河川等に流出してしまったら、役場・消防署・県の地方振興局へ通報してください。

会津地方振興局県民環境部

☎(024)229-1391

住民税務課 ☎27-8810

平成26年度「うつくしま地球温暖化  
防止活動推進員」養成研修会

福島県では、地球温暖化の現状や影響、対策等について学習し、地域の人たちと一緒に理解を深める活動を積極的に行う「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」を養成する研修会を開催します。

1 対象 地球温暖化防止活動に関心がある方、地球温暖化防止活動推進員の委嘱を受けた方

2 日時及び場所 平成26年11月7日(金)  
10:30~16:00  
郡山市総合福祉センター 5階 集会室  
(郡山市朝日一丁目29番9号)

3 研修概要 地球温暖化の現状と対策  
地球温暖化防止推進員の活動事例 等

4 申込み締切 平成26年10月31日(金)

5 受講料 無料

6 定員 50名(先着順)

7 申込み先・お問い合わせ先

福島県地球温暖化防止活動推進センター  
(特定非営利活動法人超学際的研究機構)  
〒960-8043 福島市中町8番2号 自治会館7階  
電話024(525)8892 FAX024(523)4567  
E-メール info@fukushima-ondanka.org  
※FAX、郵便、Eメールにてお申し込みください。

## 子育てフォーラム in 会津2014

今年も会津大学で子育てイベントを開催します。大型遊具やファミリーコンサート、かえっこバザールなど、親子で楽しめる催しを多数用意しております。ぜひ、皆さんで遊びに来てください。

○と き 平成26年10月25日(土)

10時~15時

○ところ 会津大学(無料)

○対象 乳幼児をはじめとする子ども達、子育てに携わっている方々など、どなたでも参加できます。

## ○内 容

- ・ふれあい広場(講堂): 影絵、エレクトーンコンサート、キビタン体操
- ・わんぱく広場(体育館): サイバーホイール、エアトラック等の室内遊具、エアドーム
- ・にこにこ広場(講義棟2階): ベビーマッサージ、ベビー3B体操、絵本読み聞かせ、育児相談、広報コーナー、幼児コーナー
- ・すまいる広場(講義棟1階): かえっこバザール、エステ、ネイル等の美容コーナー

○その他 当日は、学生食堂及び売店をご利用いただけます。

○お問い合わせ先 福島県会津保健福祉事務所  
児童家庭支援チーム  
☎0242-29-5278

## 会津職業能力開発促進センターからのお知らせ

当センターでは、ほぼ毎月職業訓練を実施しております。12月開始の訓練は住宅電気設備科です。対象者は公共職業安定所に求職登録されている方で、職業訓練の受講が望ましいと判断された方です。

左記により募集いたしますのでお知らせいたします。

### 1 訓練生募集

- ① 募集開始日 平成26年10月20日(月)
- 募集締切日 平成26年11月14日(金)
- ② 募集訓練科名 生産サービス科
- ③ 募集定員 15名
- ④ 訓練期間 平成26年12月1日(月)から平成27年5月29日(金)まで
- ⑤ 対象者 公共職業安定所に求職登録されている方で、職業訓練の受講が望ましいと判断された方
- ⑥ 受講料 無料
- ⑦ 選考日 平成26年11月17日(月)

### 2 施設見学会

(キャリアアップガイダンス)

#### ① 開催日時

平成26年10月14日(火)、27日(月)  
平成26年11月10日(月)

9時30分～12時30分

#### ② 内容

今までのキャリア(職業能力)にプラスして、新たな技能習得のための職業訓練についてよく理解していただくため、当センターで行っている内容の説明会です。

③ 対象者 公共職業安定所に求職登録されている方で、職業訓練の受講が望ましいと判断された方

④ 受講料 無料

お問い合わせ先  
会津職業能力開発促進センター  
☎(0242)26-0515

### 浄化槽を使用されている方へ

浄化槽は、トイレなどの排水をきれいに流し、私たちに快適な生活を約束してくれます。浄化槽で処理された水は、側溝から河川へ流れていきますが、正しく維持管理しないと、その機能が十分に発揮されず、悪臭の発生や河川を汚す原因となります。浄化槽を正しく管理して、きれいな環境を守りましょう。

【浄化槽管理者が  
守らなければならないこと】

浄化槽法 抜粋

- ・ 保守点検(第10条)
- ・ 清掃(第10条)
- ・ 定期検査(第11条)

◇定期的に「保守点検」を実施  
していますか!

浄化槽が正しく機能しているかどうかをチェックし、常に良好な状態に保っておくため、浄化槽管理者には定期的に保守点検をする必要があります。保守点検の回数は、浄化槽の大きさや処理方式により異なります。

◇毎年「清掃」を実施していますか!  
浄化槽の中には汚泥等が徐々

にたまり、そのまま放置すると放流水と一緒に流れ出てしまうだけでなく、浄化槽の働きを悪くする原因にもなります。浄化槽清掃業者に委託して毎年1回浄化槽の清掃をしてください。汚泥量の多少にかかわらず年1回の清掃が義務付けられています。

◇毎年「定期検査(11条検査)」を受けていますか!

保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持管理されているかを確認する検査です。毎年1回の検査が義務付けられています。

### 湯川村産業文化祭に 展示作品をサークル及び 個人で出品される方へ

#### ◆産業文化祭開催日

11月2日(日)

#### ◆作品の種類

書・絵画・写真・押し花等、個人作品及び団体作品

#### ◆作品の搬入日時

10月30日(木)

#### ◆作品搬入場所

湯川村公民館

#### ◆作品の搬出日時

11月4日(火)

午前8時30分～正午まで  
\* 作品と一緒に紙に集落名(サークルの場合)、サークル名、作者名、電話番号を書いて提出のこと。

\* 作品の搬入・搬出は、作者又はサークルの代表者が責任を持って行ってください。

◆お問い合わせ先  
社会教育係 ☎27-4107  
(公民館)

## 県からのお知らせ

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでおります。

軽油に課せられる県税である軽油引取税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されています。

この不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染やエンジン故障の原因、公正な市場競争の阻害、更には暴力団等の資金源にもつながります。

「不正軽油を  
作らない・売らない・買わない・使わない」

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆様のご協力と情報提供が欠かせません。

不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

県庁総務部税務課 ☎024-521-7205

FAX024-521-7905

電子メール zeimu@pref.fukushima.lg.jp

会津地方振興局県税部 ☎0242-29-5261

FAX0242-29-5239

電子メール aizukenzai@pref.fukushima.lg.jp

## 「第9回湯川村新米祭&人・川・道の駅ふれあいフェスタ」 地場産品即売会出店者募集について

湯川村の産品を他地域へPRすべく、湯川村新米祭&人・川・道の駅ふれあいフェスタでの地場産品即売会を開催いたします。

つきましては、下記のとおり出店希望者を募集いたしますので、希望の方は産業文化祭実行委員会事務局(役場産業振興係)まで申込み下さい。

記

- 1 日時 平成26年10月12日(日)  
午前10時～午後2時
- 2 場所 道の駅あいづ 湯川・会津坂下
- 3 内容 湯川村地場産品(米・野菜・加工品等)の販売
- 4 出店対象 湯川村民で湯川村地場産品を提供できる方
- 5 出店方法 湯川村産業文化祭実行委員会事務局(役場産業振興係)まで申込み下さい。
- 6 販売方法 産品の展示販売。  
販売は自己完結とさせていただきますので、事前に袋やお釣り等をご準備ください。
- 7 申込期限 平成26年10月6日(月)
- 8 お問い合わせ先 湯川村産業文化祭実行委員会(役場産業振興係内)  
☎0241-27-8840 FAX0241-27-3761

## ゆがわの遺跡 10月号 「発掘調査の実際」

9月1日から、今年で第5次調査となる堂後遺跡の発掘調査を開始しています。

初めて発掘調査を見たり、やってみたりする人から、「刷毛(ハケ)は使わないのですか」と聞かれることがあります。テレビでは刷毛を使って作業しているところがよく放映されますが、刷毛はとても重要なモノが出て、最後の仕上げに使う程度です。実際の発掘調査ではあまり使いません。発掘調査が始まったころは、長い柄の草ケズリや鍬を使って、古代の人々が暮らした痕跡が見つかる表面まで削っていきます。穴が見つかったら、昔の形そのままに再現するため、移植ゴテという小型のスコップで埋まった土を掘っていきます。どんな大きくて有名な遺跡でも地道に手作業で行うことには変わりありません。

調査を始めて一週間、周辺が黄金色に染まる発掘現場では、表面を削ってようやく形が見えてきました。今までの調査で発見されて続きとなる溝跡も見つかって、これからが調査の本番です。



作業員全員で表面を削っています

## Billy's English Class! ビリー先生の英会話 第36弾!

\* 注意: <>の中はビリーの発音をカタカナで書いています。

最近、私は面白い記事を読みました。あるオーストラリア人の話です。その人は、自動車で大事故に遭って、一週間意識不明の状態でした。目が覚めたとき、中国語しか話せませんでした。元々英語しか話せなかったそうなので英語が全く話せなくなりとてもびっくりしたそうです。そして、その人は高校時代に中国語を少しだけ勉強しましたが全く話せなかったそうです。そんな不思議な記事でした。

皆さんは英語で“意識不明”をなんといい知っていますか? 答えは、「Coma」(コーマ)と言います!

さて、話は本題に入ります。

今月は「close」<クローズ>という単語を説明したいと思います。「close」というのは複数の意味を持っています。一つは“閉まる”又は“閉める”という意味です。“近い”・“仲良し”とも使われています。文章によってどちらの「close」か判断できます。

まず“閉まる”又は“閉める”の文章。「Can you please close the door?」<キャン ユー プリーズ クローズ ドア> “ドアを閉めてもらっても大丈夫ですか?” という意味です。

次は“近い”の文章です。「The shop is close from here」<ダ ショップ イス クローズ フロム ヒア> “ここから店が近いです。” という意味を持っています。

また“仲良し”の文章では次のように使います。「I am close with my sister」<アイ アム クローズ ウィス マイ シスター> “私は、(姉・妹)と仲良しです。” という意味です。

文章によって意味が変わりますので、みなさん気をつけてください。

質問があれば、ぜひ湯川村英会話にメールしてください!

来月の広報を楽しみにしてください。

[kyouiku@vill.yugawa.fukushima.jp](mailto:kyouiku@vill.yugawa.fukushima.jp)

新しいALTが日本に来ました!  
その歓迎会で盛り上がっている写真です。



## 村営住宅 松川団地 一般入居者募集

村営住宅松川団地1戸が空家となりましたので、左記により一般入居者の募集を行います。

入居をご希望の方は、下記必要書類を添付の上、募集期間内に申し込みください。なお、この住宅は公営住宅法に基づき入居基準が定められており、入居資格等に制限がありますので、詳しいことは産業建設課建設係にお尋ねください。

### 記

#### 1 入居者募集戸数

一般タイプ 松川団地 1戸  
(平成3年度建設1戸)  
\* 入居開始は平成26年11月下旬を予定しています。

#### 2 募集期間

平成26年10月1日(水)～  
平成26年10月15日(水)  
\* 期限厳守にて申し込みください。

#### 3 住宅規格 3DK

4 家賃月額  
一般階層 16,400円  
5 24,400円  
裁量階層

#### 5 その他の費用負担及び入居条件

① 敷金は家賃の3か月分を入居決定時に納入いただきます

す。(退去時に還付になります。)

② 上・下水道料金、電気料金、ガス料金、浴槽・風呂釜等は個人負担です。

③ 物価等の変動により家賃の改定があります。

④ 駐車場は1戸1台限りとし、車庫の設置は認めません。

⑤ 団地内の植栽の維持管理は、入居者が行うようになります。

⑥ 犬・猫などのペットの飼育をすることはできません。

⑦ 建て増しについては、認めません。

⑧ 納税の滞納の無い方に限ります。

⑨ 連帯保証人設定可能な方に限ります。

⑩ 暴力団員でない方に限ります。

#### 6 入居資格

① 現在、住宅に困窮している方。

② 同居親族がいる方。ただし、60歳以上の方や生活保護者・DV被害者・障がい者などは単身入居可能です。

③ 表1の収入基準内の収入である方。

#### 7 申し込みの際に必要な書類

① 入居申込書(産業建設課に用意してあります)

② 入居者資格誓約書(産業建設課に用意してあります)

③ 住民票(入居者全員分必要です)

表1 収入基準換算表

(給与所得者1人当り年収、( )は平均月収、単位:円)

| 区 分  | 収入基準<br>上限額     | 扶 養 親 族                |                        |                        |                        |                        |
|------|-----------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
|      |                 | 0人                     | 1人                     | 2人                     | 3人                     | 4人                     |
| 入居基準 | 一般階層<br>158,000 | 2,967,999<br>(247,333) | 3,511,999<br>(292,667) | 3,995,999<br>(333,000) | 4,471,999<br>(372,667) | 4,947,999<br>(412,333) |
|      | 裁量階層<br>214,000 | 3,887,999<br>(324,000) | 4,363,999<br>(363,667) | 4,835,999<br>(403,000) | 5,311,999<br>(442,667) | 5,787,999<br>(482,333) |

\* 裁量階層とは、高齢者・障がい者・小学校就学前のお子さんが居る世帯等です。

\* なお、この収入基準換算表は給与所得者1人当りの年収ですので、2人以上の場合は、この収入基準換算表は使えませんのでお問い合わせください。

④ 平成26年度所得証明書(入居者全員分必要です)  
⑤ 納税証明書(入居者全員分必要です)  
⑥ 婚姻の予約者がある場合は、婚姻の予約を証する書面  
※ この募集住宅は、既設住宅であり建築年数も経過していることから、壁等の汚れなどがあり、修繕できかねるところがありますのでご了承ください。

※ 申込前に、募集部屋の中を確認できます。

お問い合わせ先

湯川村産業建設課 建設係  
0241-278850  
(内線222)

## 弁護士によるB型肝炎訴訟 一斉電話無料相談実施のお知らせ

B型肝炎被害対策東北弁護団が、B型肝炎訴訟について、次のとおり弁護士による一斉電話無料相談を実施しますのでお知らせします（通話料はかかります）。B型肝炎患者だけではなく、そのご家族も相談可能です。

【実施日時】平成26年10月4日(土) 10～16時  
平成26年10月5日(日) 10～16時

【電話番号】022-225-0841  
022-225-0842

※上記日時以外は弁護団の常設電話相談をご利用ください。

フリーダイヤル 0120-76-0152

フリーダイヤルがつかない場合は 022-796-0152

（電話受付：平日10～14時 受付時間以外は留守電対応）

弁護団ホームページ（URL <http://bkantohoku.com/>）から資料請求も可能です。

※一斉無料電話相談についてのお問い合わせ先

B型肝炎訴訟東北弁護団事務局（小野寺友宏法律事務所）

☎ 022-266-4664

## 結核予防週間の標語

### 「長引く咳は“風邪”…“結核”かも!？」

結核は過去の病気ではありません。

福島県内では、平成25年に228名の方が新たに結核を発症しています。

そのうち、約7割が65歳以上の方です。〔平成25年：161名（70.6%）〕

結核は、人から人にうつる感染症で、自分が結核だと気づかずに周りの人々にうつしてしまうことがあります。

結核は早期発見・早期治療により治すことができますので、結核に関心を持ち、正しい知識を身につけましょう。



### 結核はどんな病気？

結核とは、結核菌によって主に肺に炎症を起こす病気です。

結核を発病し重症化している人の咳やくしゃみのしぶきには、結核菌が含まれています。このしぶきの水分が蒸発して、結核菌だけが空気中にただよって飛び、それを周りの人が直接吸い込むことによってうつります。

「結核かな？」と思ったら、医療機関を受診しましょう。また、人にうつさないために、せきが出る時はマスクをつけましょう。

結核は、6か月間毎日きちんと薬を飲めば治ります。しかし、治療の途中で服薬をやめてしまえば治りません。それどころか菌は抵抗力をつけ、薬が全く効かない多剤耐性菌になることもあります。

こんな時はすぐに病院へ！ 重症になる前に 早期 に 受診 しましょう。

長引く咳（2週間以上）  
長引く微熱

タンが出る  
胸の痛み

長引く（体の）だるさ  
急に体重が減る

### 発見されにくい高齢者の結核

65歳以上の方は、年に1回胸部レントゲン検査を受けましょう。

また、健診等で胸部レントゲン検査の精密検査が必要となった場合は、自覚症状がなくても必ず受診しましょう。

咳・タンなど目立った症状があらわれにくいのが、高齢者の結核の特徴です。  
食欲がない・元気がない・体重減少・微熱などの症状しか出ない場合があります。  
日頃から健康状態に注意しましょう。

### 生後1年までにBCG接種を受けましょう！

BCGは、結核に対する免疫をつけて、乳児の重症化を防ぐ予防接種です。  
生後5～8か月に、必ずBCG接種を受けましょう。

◆ お問い合わせ先 会津保健福祉事務所（保健所） 医療薬事課 ☎ 0242-29-5512  
湯川村 住民税務課保健係（保健センター） ☎ 0241-27-3110

## 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種が始まります

自己負担金は  
2,000円です

10月1日より、高齢者肺炎球菌のワクチン接種は、予防接種法に基づく定期予防接種となります（定期予防接種になっても、高齢者肺炎球菌ワクチン接種を受ける義務はなく、本人が接種を希望する場合に限り接種するものです）。該当されている方には、既に通知済みです。

【平成26年度の対象者】 ※ 平成27年3月31日までに接種を完了してください  
湯川村にお住まいで、かつ、過去に一度も高齢肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方で、下記1か2に該当する方です。（震災の年度にワクチン接種をされた方、過去に接種歴のある方は対象となりません）

1. 平成27年3月31日に満65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、及び、100歳以上

| 対 象 者    | 生 年 月 日               |
|----------|-----------------------|
| 65歳となる方  | 昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生 |
| 70歳となる方  | 昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生 |
| 75歳となる方  | 昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生 |
| 80歳となる方  | 昭和 9年4月2日生～昭和10年4月1日生 |
| 85歳となる方  | 昭和 4年4月2日生～昭和 5年4月1日生 |
| 90歳となる方  | 大正13年4月2日生～大正14年4月1日生 |
| 95歳となる方  | 大正 8年4月2日生～大正 9年4月1日生 |
| 100歳となる方 | 大正 3年4月2日生～大正 4年4月1日生 |
| 101歳以上の方 | 大正 3年4月1日以前の生まれ       |

2. 平成27年3月31日に満60歳から満64歳で、かつ、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能のいずれかに身体障害者手帳1級相当の障害がある方

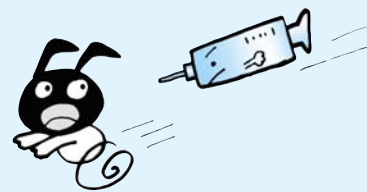
※ 平成27年3月31日に満76から79歳、81から84歳、86から89歳、91から94歳、96から99歳の方も、平成30年度までに順次定期予防接種の対象となります。

### 【予防接種が受けられない方】

- ・ 高齢者肺炎球菌ワクチンを過去に一度でも接種したことがある方
- ・ 37.5度以上の熱がある方
- ・ 重篤な急性疾患にかかっている方
- ・ 免疫異常のある方
- ・ 医師が不適当な状態と判断した方

### 【予防接種を受ける際に医師との相談が必要な方】

- ・ 心臓病・腎臓病・肝臓病や、その他慢性疾患で治療中の方
- ・ 以前けいれんを起こしたことがある方



### 【肺炎球菌ワクチンとは】

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎を予防するワクチンです。

肺炎球菌による肺炎は、成人の肺炎の25～40パーセントを占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。肺炎球菌には多くの型がありますが、現在の肺炎球菌ワクチンは、日本に分布する型のおよそ80パーセントに対して免疫をつけることができます。また、肺炎球菌が引き起こす呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などの予防効果もあります。健康な人では、少なくとも接種後5年間は効果が持続するとされており、1年中どの時期に接種してもかまいません（インフルエンザワクチンのように、毎年、決まった時期の接種は不要）。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌を殺してから、免疫をつくるのに必要な成分の毒性をなくして作った不活化ワクチンで、これを接種すると他の予防接種は6日間受けられません。

## 水痘ワクチン接種が始まります

10月1日より、水痘のワクチン接種は、予防接種法に基づく定期予防接種となります。

【対象者】 ※ 既に水痘に罹患したことのある方は対象外となります。

- 3歳の誕生日から5歳の誕生日の前日までの間にある児 → 1回接種  
※ 5歳未満で、かつ平成27年3月31日までに接種を完了すること。
- 1歳の誕生日から3歳の誕生日の前日までの間にある児  
→ 1回目の接種から3ヶ月以上の間隔をおくものとし、合計2回接種。
- 1歳の誕生日から3歳の誕生日の前日までの間にある児で、任意接種として既に水痘ワクチンの接種を1回受けた事がある児は、3ヶ月以上の間隔が空いていることを確認し、残りの回数。 → 1回



【お問い合わせ先 湯川村保健センター ☎ 27-31101】



神田 虹七ちゃん  
(松川団地)



三原 千宙くん  
(勝常)



折笠 妃愛ちゃん  
(北田)

いい顔!!  
みつつけた

## 村民の文芸

### 発表のひろば

#### 湯川俳句会

娘が帰る布団干し待つ親心

鈴木いちの

夏の夜や言葉なき母夢の中

〃

朝露や野良着たつぷりぬらしをり

鈴木 信子

今日ひと日終えてながむる花芙蓉

〃

赤のまま思ふばかりの師の余生

鈴木 清子

山の湯や好きで購ふ青りんご

〃

内外の光の違ふ秋の暮れ

小林喜久雄

湯の宿の沢音やさし秋の朝

〃

故郷の想ひししみみ冷奴

鈴木 翠

風来れば風にまかれる女郎花

〃

アメシロの肩や背につく朝の畑

鈴木智恵子

流れくる祭囃子に友偲ぶ

〃

指の背に夏を刻んだ痛名残り

坂内 智信

スコールや犬と我とで雨宿り

〃

#### 沃野湯川会

里芋の葉に抱かれたる朝露の

渡部 邦子

草引く背なに冷やりと落つる

吉田 妙子

茄子の実の紫光りトマト熟み

兼子 春江

胡瓜下がりにて誕生日くる

坂内タミ子

生前の夫に誘われ間をおいた

矢澤 悦子

善光寺参り今は一人で

小林 和子

久びきの雨をよるこぶ八月の

小林 幸夫

田畑を見つわれもよるこぶ

菅沼 禎子

馬草刈り束に山百合差して背負う

佐野 常雄

父の笑顔の若かりし

(登米市迫町の長沼)

向日葵が十本あればゴッホが浮かび

鈴木 悦子

万にてソフィア・ローレン浮かぶ

鈴木 久子

亡き友の歌集繙き面影を

鈴木 トシ子

偲びて涙す猛暑日の午後

鈴木 悦子

露草の藍に誘はれ草引くに

鈴木 悦子

頭の上に力蟬の鳴く

鈴木 悦子

数十万本の蓮の花園に友と往き

鈴木 悦子

湖上のボートで極楽浄土を視ゆ

鈴木 悦子

アスターが赤紫と咲き初め

鈴木 悦子

まずは供えん仏間の姑に

鈴木 悦子

室生寺の十一面観音展示され

鈴木 悦子

みちのくの人の心とらへる

鈴木 悦子

これは虫これは鼠の歯型あり

鈴木 悦子

掘り上げし後の馬鈴薯を選ぶ

鈴木 悦子

## 会津坂下警察署からのお知らせ

湯川村では8月中、刑法犯の発生はありませんでした。

なりすまし詐欺被害に遭わないための  
「3ない行動」

## 現金を…①振り込まない！

「手続きのためにATMの操作をして」と言われたら詐欺！

## …②送らない！

「レターパックや宅配便で現金を送って」と言われたら詐欺！

## …③手渡さない！

身内の代わりに代理人が受け取りに来るのは詐欺！

## ★犯人と接触しないために「留守番電話」を活用★

録音されると証拠が残るため、犯人は留守番電話を嫌います。在宅中も留守番電話に切り替えておきましょう。

## 湯川村内街頭犯罪等発生状況(平成26年8月末現在)

| 区分  | 強盗 | 空き巣<br>ねらい | 忍込み<br>忍込み | 事務所<br>荒し | 出店<br>荒し | 自動車<br>盗 | オート<br>バイ盗 | 自転車<br>盗 | 自販機<br>ねらい | 車上<br>ねらい | ひった<br>くり | 部品<br>ねらい | 強制わ<br>いせつ | 街頭<br>犯罪<br>合計 | その他<br>刑法犯 | 全刑法<br>犯 |
|-----|----|------------|------------|-----------|----------|----------|------------|----------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|----------------|------------|----------|
| 管内  |    | 7          | 7          |           |          |          |            | 11       |            | 1         |           |           |            | 26             | 50         | 76       |
| 湯川村 |    | 2          |            |           |          |          |            |          |            |           |           |           |            | 2              | 1          | 3        |

※ その他刑法犯等には、暴行、傷害、万引き、詐欺、器物損壊などの犯罪発生件数が含まれます。  
※ 上記発生件数は、平成26年1月1日からの累計数となっています。戸籍の窓口  
(8月受付)

お誕生おめでとうございます

(地 区) (両 親) (子)

謹んでお悔やみ申し上げます

(地 区) (本 人) (年 齢)

|      |       |     |
|------|-------|-----|
| 高瀬   | 加藤留三郎 | 86歳 |
| 堂畑   | 渡部ミチ子 | 89歳 |
| 笈川   | 浅沼 孝明 | 75歳 |
| 上樽   | 二瓶 静江 | 90歳 |
| 東八日町 | 菊地 ヨネ | 88歳 |
| 北田   | 吉川千代子 | 80歳 |
| 佐野   | 佐野ハツ子 | 90歳 |

※この欄に掲載を希望しない方は、住民税務課  
住民福祉係へ申し出て下さい。

## 人の動き(9月1日現在)

|          |            |
|----------|------------|
| 総人口(前月比) |            |
| 総人口      | 3,354人(△5) |
| 男        | 1,587人( 0) |
| 女        | 1,767人(△5) |
| 世帯数      | 980世帯( 0)  |

●村の花…  
アジサイ●村の木…  
イチヨウ●村の鳥…  
カッコウ

## 消防署からのお知らせ

地震は忘れた頃にやってきます。地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をすることが重要です。

## ★身の安全の確保

- 窓ガラスが割れることがあるので、窓際から離れる。
- 丈夫な机やテーブルなどの下にもぐり、机などの脚をしっかりと握る。また、頭を座布団などで保護して揺れが収まるのを待つ。
- 物が落ちてきたりするので、小さな揺れの時、又は揺れがおさまった後に、窓や戸を開け、出口を確保する。

## ★初期消火

- 揺れが収まるのを待ってから火を消す。

## ★避難

- 揺れが収まるのを待って避難する。
- 避難する時には、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- ガラスや看板等が落ちてくる可能性があるため周囲を確認する。

## &lt;日頃から&gt;

## ★備蓄品・非常持出品を準備する

- 玄関や寝室などに置いておき、すぐに持ち出せるようにしておく。背負える袋などにいれておけば、持ち出したときに両手が使えて便利です。

## ★家具の転倒を防止

- タンスや棚はL型金具などで壁や柱に固定する。
- 引き出しや観音開きの扉にはストッパーなどを取り付け、中身が飛び出さないようにしておく。
- 家電製品のそばに花瓶や水槽など水の入ったものを置かない。地震で倒れてコンセント部分に水がかかると発火する恐れがあります。

## 住宅用火災警報器

平成23年6月から、法律により設置義務となりました。

会津若松消防署十文字出張所

☎ 0242-75-2151

FAX 0242-75-2196

湯川村消防団・湯川村婦人消防クラブ

## 村内の交通事故

|                              | 件数 | 死亡 | 傷者     |
|------------------------------|----|----|--------|
| 平成25年                        | 16 | 0  | 24     |
| (1月~12月)                     | 88 |    |        |
| 平成26年                        | 1  | 0  | 1      |
| 8月                           | 3  |    |        |
| 平成26年                        | 9  | 0  | 9      |
| 累 計                          | 40 |    |        |
| 交通死亡事故ゼロ口数<br>(平成26年8月31日現在) |    |    | 1,010口 |

(上段は人身事故・下段は物損事故)

毎月「第3日曜日」は  
「家庭の日」です

家庭の話し合い、一緒に食事の励行、親子ふれあい運動を実施しましょう。

一声運動を普及しましょう。  
あいさつ運動  
あ明るく  
さ先に  
つ続けて

湯川村青少年育成村民会議

26日(日) 19日(日) 13日(月) 12日(日) 2日(木) 1日(水)

交通事故ゼロ  
歩行者優先の日  
人・川・道の駅開所式  
第9回新米祭り  
道の駅ふれあいフェスタ  
体育の日  
村民テニス大会  
村民ゲートボール大会  
消防団秋季連合検閲

## 10月の行事予定